

○日田市立学校児童生徒就学援助規程

昭和33年4月1日
教委告示第5号

(目的)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒（法第18条に規定する「学齢児童」及び「学齢生徒」で日田市立小中学校に在学するものをいう。以下同じ。）又は入学予定者（翌年度の日田市立小中学校の入学予定者で日田市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者に対し、就学に必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

（平19教委告示6・平27教委訓令5・一部改正）

（支給を受ける資格）

第2条 この規程により就学援助の支給を受けることのできる者は、日田市に住所を有する児童生徒又は入学予定者の保護者（法第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）で次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（その児童、生徒について同法第13条の規定による教育扶助が行われている保護者を除く。）
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会において特別の事情があると認められた者は、支給を受けることができる。

（平18教委告示1・平19教委告示6・平27教委訓令5・一部改正）

（援助の範囲及び方法）

第3条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき又はこれによることが適当でないときその他援助の目的を達するため必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

（平18教委告示1・一部改正）

第4条 就学援助は、次に掲げる範囲内において行う。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第7条各号に掲げる疾病に要する治療費のことをいう。）
- (4) 義務教育に伴って必要な通学費及び学用品代
- (5) その他義務教育に伴って必要なもの

（平18教委告示1・平21教委訓令7・一部改正）

（申請及び報告）

第5条 就学援助を受けようとする児童生徒の保護者は、当該就学援助を受けようとする当該年度の4月末まで（5月以降に就学援助を受けようとする児童生徒の保護者においてはその都度）に就学援助費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、入学に伴って必要となる学用品費（以下「入学準備金」という。）については、教育委員会が指定する日までに就学援助費（入学準備金）支給申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、前項に規定する申請書が提出されたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

3 校長は、前項に規定する報告に当たり、必要に応じて地区民生委員の意見を聴くことができる。

（平18教委告示1・平27教委訓令5・一部改正）

（支給の決定及び通知）

第6条 教育委員会は、前条第2項の規定による報告があったときは、申請書に基づき

家庭の状況その他を考慮して7月末日(転入学又は災害等により就学援助を必要とする者についてはその都度)までに援助該当者を決定しなければならない。ただし、入学準備金の申請については、2月末(転入学による者についてはその都度)までに決定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により決定をしたときは、速やかに援助の内容及び決定事項等を就学援助費年間支給計画通知書(様式第3号)により校長に、就学援助費支給決定通知書(様式第4号)により校長を経由して保護者に通知しなければならない。ただし、入学準備金については、教育委員会から保護者に通知するものとする。

(平18教委告示1・平27教委訓令5・一部改正)

(援助費の支給)

第7条 援助費は、児童生徒の在学する学校の校長を経て支給する。ただし、必要により児童生徒及び入学予定者の保護者又は援助事項等によって発生する債主等に直接支給することができる。

- 2 援助費の支給対象期間は、当該学年の初日(5月以降に就学援助を受けようとする児童生徒の保護者においては、申請のあった日の属する月)から当該学年の末日までとする。ただし、入学予定者の保護者にあつては、教育委員会が入学予定者の入学準備金の支給を決定した日から入学式の前日までとする。

- 3 校長は、保護者の承諾を得たときは、援助費(入学準備金を除く。)の支給に際し、援助事項に係る学校納入金を差し引くことができる。

- 4 校長は、当該年度における援助費(入学準備金を除く。)の支給終了後、速やかに就学援助費個人支給明細書(様式第5号)を教育委員会に提出し、当該援助費の支給の確認を受けるものとする。

(平18教委告示1・平22教委訓令4・平27教委訓令5・一部改正)

(援助費の支給決定の取消し)

第8条 援助費の支給を受けた者が第2条に規定する資格を失ったとき又は援助を受ける必要がなくなったときは、第6条第1項の決定を取り消し、援助費の支給を停止する。

- 2 前項に規定する状況の把握について校長及び地区民生委員は、絶えず連絡をし、速やかに事情を教育委員会に具申しなければならない。

(平18教委告示1・一部改正)

(援助費の返還)

第9条 援助費は、返還を要しない。ただし、教育委員会において返還を要すると認められたものについては、この限りでない。

(平18教委告示1・一部改正)

(校長の責務)

第10条 校長は、援助費の支給を受けている児童生徒の出席状況について常に留意し、当該児童生徒が就学に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(平18教委告示1・一部改正)

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

附 則(昭和40年3月12日教委告示第14号)

この告示は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年3月8日教委告示第2号)

この告示は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月22日教委告示第1号)

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日教委告示第6号)

この規程は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成21年3月26日教委訓令第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日教委訓令第4号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月24日教委訓令第5号）

この訓令は、公示の日から施行する。

日田市立小中学校児童生徒就学援助実施要領

平成28年9月15日 日田市教育委員会教育次長決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、日田市立学校児童生徒就学援助規程（昭和33年教委告示第5号。以下「規程」という。）第11条の規定により、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 就学援助の対象となる者は、市内に住所を有し、日田市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯であって、教育委員会が認定した者とする。

- (1) 生活保護を受けている世帯
- (2) 市民税が非課税か減免を受けている世帯
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (4) 生活保護が廃止、又は停止になったが、なお生活が苦しく諸学費に困っている世帯
- (5) 前年中の世帯全員の総収入が生活保護受給者に準じる額以下である世帯
- (6) 病気や災害などの特別な事情により、収入が著しく減少し諸学費に困っている世帯

(就学援助の内容)

第3条 就学援助の給付内容は、次に掲げるとおりとし、援助する金額については、予算の範囲内において給付するものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 宿泊を伴わない校外活動費
- (3) 宿泊を伴う校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) クラブ活動費
- (7) 生徒会費
- (8) P T A (育友) 会費
- (9) 医療費
- (10) 入学準備金 (1年生に限る。)

(申請手続)

第4条 就学援助(第3条(10)入学準備金を除く。)を希望する児童生徒の保護者(以下「申請者」という。)は、規程第5条第1項に規定する申請書(様式第1号)に必要事項を記入、押印の上、**市県民税(課税)証明**願・委任状を添えて、校長を經由して教育委員会に提出するものとする。

2 就学援助のうち入学準備金を希望する場合は、規程第5条第1項に規定する申請書(様式第2号)に必要事項を記入、押印の上、教育委員会が指定する日までに前項と同様の書類を添えて提出するものとする。

ただし、3月末日以前に日田市外へ転出される場合、4月に日田市内の小中学校に入学されない場合は、支給対象とならないものとする。

(申請時の留意点)

第5条 申請者は、次に掲げる点に留意しなければならない。

- (1) 教育委員会が市民税課税証明書を取得することについて、同居する家族全員の委任が必要であること。
- (2) 就学援助の認定を受けた場合は、校長を申請者の代理人とし、就学援助費の請求・受領・返納の権限を委任すること。
- (3) 所得申告をしていない者は、認定できない場合があるので、必ず税務署又は市役所税務課で申告すること。
- (4) 申請書に振込口座を記入することについては、必ずしも認定を前提にしたものではなく、また、口座情報は、認定された場合に就学援助事務に関してのみ使用すること。

(就学援助費の支払時期)

第6条 教育委員会は、就学援助費の給付を、当該年度の4月分から7月分まで、8月分から11月分まで及び12月分から翌年3月分までの3期に分けて給付するものとする。

2 入学準備金については、支給を決定した日から入学式の前日までに支給するものとする。原則として、入学後は支給しないものとする。

(委任)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。